

チリ協定原産地証明書の記入要領

記入は英語でなされなければならない。

協定第29条第1項(a)の適用。

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称・住所・国名</p>	<p>Certification No. 協定第29条第1項(b)の適用。</p>	<p>Number of page /</p>
<p>2. Importer's Name, Address and Country: 輸入者の名称・住所・国名</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP</p>	
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) 輸送の詳細(手段及び経路)(分かる範囲で) 積出港、積替港及び荷卸港並びに船名又はフライト番号を判明する範囲内で記入。 遡及発給の場合には、船積みの日(すなわち、船荷証券又はエアウェイ・ビルの日付け)を記入すること。</p>	<p>CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in 協定第29条第1項(c)の適用。 協定第29条第1項(d)の適用。 純重量(ネット重量)でも可</p>	
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数及び種類、品名、HS関税分類番号 HS関税分類番号(2002年版)を6桁レベルで記入しなければならない。 品名は、製品のインボイス上の品名と実質的に同一でなければならない。また、可能な場合にはHSの品名と実質的に同一なものになるようにする。 当該製品が特別な品名を必要とする特定の製品である場合には、特定の製品のそのような品名が記入されなければならない。 例：「第2008.19号の製品(混合したもの)」 「第2103.90号の製品(インスタントカレーその他のカレー調製品)」 「第2208.90号の製品(合成清酒又は料理用酒(みりん))」 「第2208.90号の製品(飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。))」 「第9404.90号の製品(布団製品)」</p>	<p>5. Preference criterion 特惠基準 A、B、C、Dのいずれかを必ず記入。 どの原産地基準(完全生産品はA、原産材料から生産される製品はB、品目別規則を満たす製品はC、関税分類変更に係る特例規定の適用を受ける製品はD)が適用可能であるかを記入。 累積の規定を適用する場合にはACU、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはDMI、代替性のある製品又は材料の規定を適用する場合にはFGMを記載。</p>	<p>6. Quantity or gross weight 数量又は総重量 協定第33条の適用。 協定第32条の適用。 協定第34条の適用。</p> <p>7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付け ・輸入締約国への製品の輸入のために発行されるインボイスの番号及び日付け。 ・インボイスを発行する者が、原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なり、非締約国に所在する者である場合には、当該非締約国に所在する者により発行されるインボイス) ・原産地証明書の発給時において、非締約国で発行されるインボイスの番号が不明である場合には、本欄は空白のまま。 運用上の手続規則・規則3(b)</p>
<p>8. Remarks: 備考 ・インボイスを発行する者が、原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なり、非締約国に所在する者である場合には、第8欄において、当該製品のためのインボイスは非締約国で発行されること、及び、当該インボイスを発行する者の法的な名称及び住所を省略せずに記入。 ・原産地証明書の発給時において、非締約国で発行されるインボイスの番号が不明である場合には、第7欄は空白のままとし、本欄において、当該製品のためのインボイスは非締約国で発行されること、及び、当該インボイスを発行する者の法的な名称及び住所を省略せずに記入。この場合、輸入者は、輸入に使用されるインボイス及び原産地証明書の番号が記入され、かつ、その事実が正当である旨を宣誓する誓約書を輸入締約国の税関当局に対して提出。 ・原産地証明書が遡及して発給される場合には、発給当局は、本欄に“ISSUED RETROACTIVELY”と記入 ・(当初の原産地証明書を紛失等したため)運用上の手続規則・規則3(e)に従って、原産地証明書が新たに発給される場合には、発給当局は、本欄に当初の原産地証明書の発給の日付け及び証明番号を記入。</p>		
<p>9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____ 輸出者による申請。 ・日付(証明書申請の日付と同一) ・署名: 自署又は署名の形状の印字 ゴム印は不可</p>	<p>10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Signature: _____ 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による証明。 ・日付 ・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字) ・押印 運用上の手続規則・規則3(e) 新たに発給された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書と同じ。すなわち当初の原産地証明書の発給日から1年。</p>	

(注)

ここに掲げた記入要領は、日チリ経済連携協定・運用上の手続規則における関連規定の一部を利便性の観点から仮に訳出したものです。運用上の手続規則の厳密な解釈は同規則の原文(英文)によることとなる点にご留意願います。